

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会
次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会
電力システム改革の検証を踏まえた制度設計ワーキンググループ（第４回）
議事要旨

日時：令和７年８月８日（金）１２：００～１５：００

場所：オンライン会議

出席者

＜委員＞

山内委員長、秋元委員、五十川委員、大橋委員、川上委員、小宮山委員、高橋委員、田村委員、爲近委員、常峰委員、原委員、松村委員、四元委員

＜専門委員＞

外野委員

＜オブザーバー＞

電気事業連合会 安藤副会長、電力広域的運営推進機関 大山理事長、ENEOS Power 株式会社 香月代表取締役社長、一般社団法人日本卸電力取引所 金本理事長、全国電力関連産業労働組合総連合 河野会長代理、電力・ガス取引監視等委員会 新川事務局長、一般社団法人電力需給調整力取引所 福元代表理事、一般社団法人送配電網協議会 山本専務理事

＜ゲスト＞

株式会社三井住友銀行 須合企業調査部産業調査企画室室長

＜経済産業省（事務局）＞

筑紫電力基盤整備課長、小柳電力産業・市場室長

議題

- （１） 電力ネットワークの次世代化について（検討事項２及び３）
- （２） 小売電気事業者の量的な供給力確保の在り方と中長期取引市場の整備に向けた検討について（検討事項５及び６）
- （３） 電源投資を取り巻く現状と課題に関するヒアリング（検討事項８）

配付資料

- | | |
|-----|-------------------|
| 資料１ | 議事次第 |
| 資料２ | 委員等名簿 |
| 資料３ | 電力ネットワークの次世代化について |

- 資料 4 小売電気事業者の量的な供給力確保の在り方と中長期取引市場の整備に向けた検討について
- 資料 5 電源投資を取り巻く現状と課題に関するヒアリングについて
- 資料 6 ヒアリング資料（株式会社三井住友銀行 調査部産業調査企画室須合室長）
- 資料 7 ヒアリング資料（三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 川上委員）

議事要旨

(1) 電力ネットワークの次世代化について（検討事項2及び3）

●委員コメント：

- 方向性に基本的には賛同。
- 契約形式から通知（≡処分）という形に変えるということで、きちんとしたルール化が必要。
- 長期的な投資になるが、地域的な偏りが予想外に発生したり、電力需要が大きく増減したりするといった状況変化があると思われる。そういった修正があった際に処分形式だと調整が必要になるため、5年や1年ごとの見直しなどといった形で調整のルールを制度の中に盛り込むことが重要。

●委員コメント：

- 15 ページの会計整理について、託送料金で回収する費用の一部を工事の着工段階から引当処理することは、一般の企業会計では難しい。
- そのため、会計上の引当金の計上が必要となる場合には、特別法上の引当金を設定する必要があると考えており、事務局の提案内容に違和感はない。

●委員コメント：

- 内容について大枠異論なし。
- 前倒し回収の対象と割合について、個別事情が大きく異なるため制度設計は柔軟にすべきであると思うが、判断を行うための基準はある程度明確にしておくべき。
- 前倒しの是非や割合の決定において、直接的に関与するのは工事期間の長さで工事費総額の二点。その前提で追加的に考慮すべき事項を踏まえ、柔軟に対応する制度設計が望ましい。

●委員コメント：

- 前倒し可能となる金額について、建設費をベースに検討して承認するのか、一定期間を決めて申請された額を算出するのか質問。
- 系統整備は大規模で巨額であり、前倒しで回収するにしても相当な料金負担が生じるため、前倒し額の正当性・透明性に対して、しっかり理解を得ることが重要。
- 託送料金の内訳にどのように、どの程度組み入れられるかについて、早い時期から説明していただくことが理解促進につながる。

●委員コメント：

- 託送料金の前倒し回収制度は金融機関としても有益であり、事業者にとっても投資を円滑に進めることに貢献すると理解。
- 制度の対象となる案件は、日本にとって有益であるものであれば幅広く検討すべき。
- 大型の電炉やデータセンターなど、従来想定していなかったエリアでの電力需要が出てくる可能性がある中で、それらに送配電事業者がスムーズに対応することは、日本の産業競争力強化に

資する。

- 前倒し回収の割合や支払いのタイミングについて、事業者のニーズを踏まえた柔軟な制度設計に期待。

●委員コメント：

- 最終的な負担者である需要家や国民の過度な負担とならないよう、費用対効果の観点を十分に踏まえるべき。その上で、前倒し回収のスキームは、資金調達の円滑化の観点から重要であり賛同。
- 前倒し開始の割合について、個々の計画内容や資金需要の実態に応じて柔軟に判断する方向性は理解。
- 一方で、事業者のキャッシュが過度に積み上がることがないように、キャッシュフローの実態や将来見通しを十分に確認した上で、社会的に合理的な水準にとどまる制度設計が必要。

●オブザーバーコメント：

- 託送料金の審査時に工事費の回収額等の結果を確認することとなっており、費用は最終的に需要家が負担するものなので、監視委としてしっかり対応する。
- 地内系統も前倒し回収の対象とすることや、特定の場合に前倒しの割合を引き上げることの提案について、前倒し回収により資金調達コストが下がり、託送料金全体の負担額の低減が見込まれる点は理解。
- 一方で、対象範囲や割合が大きくなりすぎる場合、設備のメリットを享受しない現世代の負担が重くなる可能性があるため、留意が必要。

●オブザーバーコメント：

- 前倒し回収のスキームは、一般送配電事業者が再エネ大量導入やデータセンターなどの大規模事業に関わる地内系統を整備する際の、建設期間中のキャッシュフロー改善に有効。
- 他方、地域間連系線に加えて地内系統も議論対象となるため、対象範囲や計画策定方法の整理が必要。
- 工事費総額や回収額について国の承認を得ることになるが、費用の確認・回収から託送料金への反映までの運用の整理が必要。

●オブザーバーコメント：

- 今後の申請手続きの詳細検討において、事業者側の申請準備の負担軽減と審査における予見性向上が重要。実務的な観点も踏まえ、事業者へ丁寧に意見を聞きながら進めてほしい。
- 前倒し回収の割合について、系統整備ごとの投資規模の違いや事業者の財務状況、資機材価格の高騰や災害による工期への影響などといった予期せぬ事態も踏まえ、柔軟かつ実態に即した制度設計を要望。

○事務局コメント：

- 前倒し回収となる金額の考え方についてだが、今回の趣旨として、大型の系統設備の建設期間中にかかる支出を下げる観点から前倒しを実施。金額的に大きくなるのは建設費であるが、資金調達費用など様々な費用が存在。どの費用が、どれほど含まれるかは、今後の詳細設計で整理が必要。
- 託送料金に前倒し分が入っていくプロセスについては、電力・ガス取引監視等委員会と進め方を整理。最終的には事業者の料金に反映されることになるので、プロセスや情報については、世の中に示せるようなフローを整理したい。
- 長期的な投資である以上、様々な修正に柔軟に対応するための定期的な見直しやフォローの仕組みを検討すべきとの認識。今後、基本的なやり方について改めて整理していきたい。
- 会計ルール上の対応について、特別法上の引当金を前提とした実務的な考え方の整理が必要。
- 柔軟な制度設計において、直接的に影響するのは工事期間と工事費。それ以外の要素をどう取り込むか、考え方の基準についても整理が必要。

(2) 小売電気事業者の量的な供給力確保の在り方と中長期取引市場の整備に向けた検討について(検討事項5及び6)

●委員コメント：

- 小売電気事業者の供給力確保と中長期取引市場の整備について、基本的に異論なく賛成。
- 発電事業者が発電所を所有し、発電するインセンティブを持たせるような制度設計については依存ない。他方で、発電事業者数が限定的であるため、売り惜しみや価格のつり上げなど独占的な供給とならないよう制度設計が必要。中長期取引市場に十分な電力が供給されるかも重要な論点。相対取引では市場支配力を持つ発電事業者が価格をつり上げやすい可能性があるため、制度設計に配慮が必要。
- 現在、秋以降に電力売買が集中する傾向。政治情勢が不安定で、燃料価格、為替レートの変動が激しい現状では、売買時期の分散がリスク分散につながる。小売・発電事業者双方にとって、電力売買を一年を通じて分散させることが望ましい。
- 低圧電力の需要は夏と冬に増加するため、季節性を考慮した製品が出てくることで、小売事業者が供給力を確保しやすくなる考える。
- 小規模小売電気事業者への量的供給力確保の緩和措置について、基本的に異論なし。スポット市場の電力価格が高騰した場合、過去のように破綻に追い込まれる小規模事業者が出る可能性がある。市場メカニズムを通じて適切な運営ができない事業者を淘汰することを受容するのか、救済措置を取るのかについては、事前に検討しておく必要がある。

●委員コメント：

- ご提案いただいた方針および今後詳細検討を進める論点について異論なし。
- 小規模事業者に対する3年度前時点で想定需要の2.5割を確保する提案に異論なし。制度趣旨として、3年度前に一定割合の確保を求める点は大変重要。規模の小さい事業者においても一定

割合で量的確保を行うことは、小売事業者間での公平性の観点から重要。

- 軽減措置を一定期間設定することにも異論なし。例として5年間とされているが、制度の趣旨や実効性の観点からなるべく短い期間が適切。2030年度供給計画より制度を適用した場合、軽減措置期間は2035年度付近までとなる見込み。今後の市場状況や不確実性も考慮することが大切。
- 中長期取引市場の方針についても異論なし。発電側では電源投資などを見通したコストや価値を入札価格に適正に反映するルール整備が重要。小売側の観点からも、発電側との交渉力の対等性を重視した上で、小規模な小売事業者にも量的確保が課されることを踏まえ、小売側全体が公平にアクセスしやすい市場整備が重要。発電側・小売側双方が円滑に取引できる環境整備を目指すことが大切と認識。

●委員コメント：

- 基本的な方向性について異論なし。
- 比較的小規模な事業者の取り扱いは、取引情報のシステム連携に加えて、共同調達の推進も考えるべき。複雑な調達を自前で整備できない事業者に対し、共同で部門整備し、その調達形式を認めることも検討すべき。部門整備に対して補助を行うなど、様々な形で小規模事業者の調達支援を推奨すべき。
- 未遵守事業者への対応について、電気事業法が性善説で構成されている認識で、多様な事業者を規律対象とする現状では、頭の転換が必要。実効性確保のため、他の事業規制法の仕組みを幅広くに研究すべき。
- 経済的ディスインセンティブの導入も有効。公表よりも課徴金の負荷など、実効性確保のための対策を検討すべき。罰則強化など、様々な形で制度の実効性確保の仕組みを検討してほしい。

●委員コメント：

- 小売電気事業者の供給力確保について、意義など異論無し。過大な負担への留意は必要。今回の資料については前々回WGの議論も踏まえたバランスもとれており、たたき台としてよい。
- 中長期取引市場について、市場で何を取引するのか。kWh 価値に加えて kW 価値を取引しているように見えるが、この場合、容量市場との関係は丁寧に整理する必要。整理した上で、新しい中長期市場で扱う価値を明確化する必要。kWh 価値と部分的な kW 価値を積み上げてついた価格にどのような意味があるのか、その点が明解でないと価格指標の解釈が難しく、また実効性ある市場にならないのではないかと懸念。
- 売り入札の考え方について、コストベースを想定しているように見える。投資維持・運用を見通したコストということだが、どのように算定するかは簡単な話ではない。本来は動学的な意思決定で決まってくるコストであり、何らかのコスト算定のルールを作ることができても、各事業者が直面する実際のコストと乖離する可能性。
- 他市場との関係について、容量市場への影響はあるのか。また、先渡市場や先物市場との関係についても、代替的と考えるべきなのか、ニュートラルと考えるべきなのか、想定するイメージがあれば教えてほしい。

●委員コメント：

- 量的な供給力の確保を求める意義を整理いただいた点について、小売電気事業者が料金メニューを自由に設定し、消費者が選択できる環境を前提に、過大な負担が生じないようにすることが重要。小売事業者間の公平性の確保にも配慮して検討することが重要。
- 今後、取引所取引と事業者間の相対取引によって供給力を確保していくことになる。取引所取引も不安があるが、特に事業者間の相対取引では、小売事業者の交渉力によって高価格での取引になることが課題。需要家に対する料金メニューの改定や料金を高くせざるをなくなり、顧客離れにつながる可能性。小売事業者の経営が苦しくなり、脱炭素電源の進捗が滞るような影響が出ないよう、慎重な検討が必要。

●委員コメント：

- 根本的な見方が他の委員と乖離しているのではないかと少し心配。
- もととの根本的な発想は、3年後の受け渡しなどの相対取引が、内外無差別などの制約はあるとしても、内外無差別に売るのであればそういうものを主力にして売ること自体は許されているという認識。にもかかわらず、そういう商品が普及していないのは、買い手の関心が向いておらず、ニーズがないため、売り手だけが商品を作っても発達していないという状況。
- 3年後に価格が急騰・急落するリスクを考えれば、売り手・買い手双方にとって長期的な取引はウィンウィンの関係になる可能性。3年後の価格がある程度固定されることで、急騰時のリスクを小売にとって回避でき、急落時には売り手にとってもリスクヘッジになる。自然体でもそういう姿が実現してもおかしくないし、そういう姿になってほしいという願いが出发点。
- 一般的に買い手に不利で、自然体ならやりたくないような商品に強い規制をかけるのはおかしい。守るインセンティブがない商品には、強いペナルティがないと守られない。今回目指しているものは、規制なしでも自然体で実現する姿を示していると認識。10年先の取引についても議論されているが、規制がなくても自然体で3年後やそれ以降に目が向くような姿が理想。
- 長期的には、ビジネスモデルによっては規制を緩めても安定性が維持できるなら、それが理想的な状況。買い手が3年後にスポット価格が低くなった時に損するリスクを恐れ、高い価格では買えないと言い出す可能性がある。売り手は急騰時に儲け損ねるリスクがあるが、3年後に予想されるスポット程度の価格では到底売れないと言い、双方が「その価格では到底売れない・買えない」と言い出すと、市場が機能せず、厳しい罰則がないと守られない悲惨な状況になる。双方が高騰・低下のリスクを回避できるという認識を持つことが重要。
- 買い手が「スポットより相当に安くないと買えない」と言い出すような状況になった場合、罰則で誘導する議論はその後でも良い。
- 荒唐無稽に聞こえるかもしれないが、ベースロード電源市場の経験から、小売事業者がそう認識している可能性はゼロではなく、それなりにある。政府や委員会は、この市場が双方ウィンウィンのために環境整備しているということを繰り返し説明していく必要がある。

●委員コメント：

- 事務局提示の小規模事業者への配慮措置の案は、前回の委員会でも意見が少し異なっていた中

で、バランスを取って配慮された案だと認識。現時点で特に申し上げることはないが、なぜ小規模事業者に配慮が必要なのかは改めて整理したい。

- エネルギーは本来長期の問題だが、小売は短期に目線がいきやすい。燃料調達は長期的であり、両者の目線のズレをうまく合わせ社会全体のメリットを出すという考え方が制度検討の背景。
- 原則論は正しいが、小売事業者の規模が大きく異なり、小規模事業者は一層短期目線にならざるを得ない。小規模事業者は短期で投資判断をせざるを得ず、ファイナンスの問題なども含めてペナルティを負っている部分があり、そうした事業者に対し一定の配慮は合理的。完全競争的な世界であれば配慮不要だが、現実とはそうでなく、一定程度の配慮は必要。
- 今回の案は基本的なたたき台としては良い。小規模な事業者がハンディを抱えながら事業を行っていることへの配慮が必要。事業者の意見をしっかりと聞いていただきたいと考えていたが、今回意見募集の機会を設けてられたことは非常に重要。今回提示案が本当にベストなのか、代案がないものの、非常に大きな悩みがある。多くの事業者から別の案も含めて意見が出てくることを期待。出てきた意見を聞きながら、こういった案がベストなのかをもう一度深く議論したい。

●委員コメント：

- 効率性と安定供給のバランスをとる上で、中長期的な観点から電力システムを考慮する必要があるとの認識。一定供給力を事前に確保することは、顧客に対する安定供給を保証する上で必要な措置。基本的には相対取引になると考える。与信を与える事業者は、一定以上の規模の事業者になると想定。まずは一定規模以上の事業者に対して供給力確保を求めていく認識。
- 他産業の例として、鉱物市場ではプラッツなどの市場調査会社が相対取引価格を調査・発表している。相対価格の情報が回ることで、事実上ザラバの取引ようになる。市場という形を官で作らなくても、民間で自然に形成される可能性がある。価格情報の出し方について、官が一定の規律を与えることも考える。商品設計の画一化なども含めて、どうしていくかは相対取引の状況を丁寧に見て判断する必要。
- 中長期の相対取引が短期市場からどのような影響を受けるかは明確でない。中長期市場の制度設計を今から語り始めることはやや拙速との印象。
- これまでスポット取引に政策的リソースを重点的に投入してきたが、これまで低調だった先渡取引市場などもまとめて、発電事業者と小売事業者との中長期的な取引が電力システムの中核となる姿は大変重要。そうした意識でこの議論を進めていくべき。

●委員コメント：

- 事務局にさらに詳しく整理いただき、改めて難しく、かつ壮大な話と認識。
- 小売の量的供給力確保は望ましいが、導入すると法的措置として登録取り消しまで至る可能性がある。最も影響を受けるのは小規模事業者であり、退出を求める合理性があるのか疑問。その観点で何らかの配慮が必要ではとの認識。事業者間の公平性を重視する立場だが、本件に関しては配慮が必要。量的供給力確保の意義の整理、猶予期間の設定、小規模事業者への配慮提案を総合的に考えると、合理性のある制度と評価。
- 他方、スライド9の提案がよいかどうかは直ちには分からない。制度が合理的に回るかという観

点で、例えば「半分程度の供給確保義務を求める」設定の妥当性を検討すべき。大きな混乱を及ぼさないよう、事務局で柔軟な検討を要望。行政コストをかけすぎず、国の過度な干渉を避けるよう配慮を希望。膨大な事務作業を効率的・実行的に進めるため、柔軟に知恵を絞ってほしい。

- 最終的にはペナルティにより制度を担保するしかないとの認識。制度導入後は「真面目に対応するのが一番得」と思わせる法的措置の設計が必要。

●委員コメント：

- 供給力確保義務と中長期取引市場の基本的な考え方が整理され、今後の検討論点を示されたと理解。事務局の整理内容に違和感はなし。
- 中長期市場の制度設計において、kWh だけでなく kW の価値を踏まえた適正な価格での取引が重要。事業の実態に即した電力価格指標が形成され、それをもとに他での取引が行われることが望ましい。小売の供給力確保義務と合わせて考えると、「3 年」という期間がイメージされる可能性がある。
- 制度のスケジュールに関して、関係者への影響を踏まえた丁寧な説明と情報発信・更新が必要。大きな混乱を及ぼさないような対応を要望。

●委員コメント：

- 小売事業者の供給力確保について、電力自由化の趣旨を踏まえた公平な規制が基本。事業者の規模で義務内容に差をつけるべきではないが、合理的理由がある場合は可能な限り事業者間の競争関係を歪めない制度設計が必要。
- 本措置の実効性は中長期取引市場の整備と不可分。小売事業者にとって将来の需給予測は容易でないため、運用開始後一定期間は、違反事業者に対しては登録取消し措置の前に予備的措置を講じるなど一定の配慮が必要。
- 市場と本措置が政策意図通り機能しているかを検証し、必要に応じて制度見直しを行うべき。
- 中長期取引市場の整備においては、電源投資・維持運用を見通したコスト・価値に立脚した取引が行えるような市場設計を行っていただきたい。

●オブザーバーコメント：

- 中長期取引市場について、JEPX では先渡市場やベースロード市場、間接送電権市場を運営しているが、これらがうまく機能していないとの議論がある。
- 先渡市場は世界的にかなり苦戦している。代わりに決済をお金で行う先物市場が大きく伸びている。中長期市場も先物型が主流になっているが、イタリアやスペインでは先渡市場が残っている例もある。うまく機能する中長期市場の設計は簡単ではなく、専門的分析をしないと機能しない取引所を作ってしまうということになる。欧州では、日本より早くから中長期取引の活性化に向けた議論がなされている。それらを参照しながら、うまく機能する市場設計について、時間をかけて検討すべき。

●オブザーバーコメント：

- ・ スライド 11・12 で示された小売電気事業者の供給力確保義務に関する実務的論点の抽出に感謝。
- ・ 供給計画の様式を改正して活用する方針に関連し、記載項目の変更にあたっては、事業者に過度な負担が生じないよう、追加項目の必要性を十分に精査すべき。

●オブザーバーコメント：

- ・ スライド 22 に示されたスケジュールに関して、中長期市場での取引開始後の状況を確認した後で、量的確保の状況の確認をしていく方向性と理解。適切に中長期取引市場や相対取引が機能するような検討を期待。28 年中長期市場の取引で、3 年後の取引をすると 31 年物まで買えるわけだが、30 年度における供給力 7 割についても合わせて確認するというところの細かい整合性について詰めていく必要。
- ・ 中長期取引市場における監視の考え方について、売り惜しみ・買い占め・価格釣り上げ等に対して監視ができるように協力して検討できればと思う。

●オブザーバーコメント：

- ・ 説明いただいた内容に異存ない。小売事業者に対する供給力確保義務と中長期取引市場について、今後の詳細検討項目が示されていることを確認。検討を進める際には、整理いただいている制度的意義、基本的考え方に常に立ち返りながら進めていただきたい。

●オブザーバーコメント：

- ・ 小売事業者の供給能力確保義務について、実需給年度の 3 年前から kWh の確保を求める点について、なぜ 3 年としているか、背景について改めて説明してほしい。事業者にとっては義務となる年の設定なので、極めて重要な問題。
- ・ 前回の WG では、供給能力確保義務については燃料の長期契約確保のリスクシェアの措置のためとの認識でコメントしたが、複数課題を勘案した措置であり、小売事業者に長期的な目線を促すものと理解。
- ・ 民間事業者の創意工夫を前提とし、料金メニューの自由設定や事業者間の公平性に配慮した制度設計に賛同。スライド 7 に「市場環境が厳しい下で新電力が中長期的な供給力確保を志向した傾」向とあるが、事業の安定化を意図した行動と理解。kWh の短期市場がある中で、kWh の中長期確保は小売、発電ともに事業判断を難しくする可能性があり、使い勝手の良い仕組みとなるよう双方からのヒアリングも踏まえて十分に検討してほしい。
- ・ 小売事業者の責務として量的供給力確保を整理する以上、小規模か否かを問わず責務を果たすべき。すべての小売電気事業者の義務として取り組みを求める方針に賛同。軽減措置については、制度導入の円滑化のために必要と理解。導入後は事業者の状況を踏まえ、可能な限り短期の措置とすることが望ましい。
- ・ 今後より詳細な論点が提示されると理解。未遵守事業者への対応は、導入当初は供給余力や調達能力に不確実性が高く、価格のボラティリティリスクも高い。規律導入当初は義務の強度緩和を検討してもよいのではないか。

- 多様な相対取引を中心に供給力を確保し、市場取引を通じて広く参照可能で適正かつ安定的な価格指標を形成する方向性について理解。市場開設当初は制度的措置も含めて供出量を高める方策の検討が必要とあるが、発電事業者としては、市場への供出量が高まると相対取引の量を制限せざるを得ない可能性がある。電源投資を行う発電事業者が自らの電源を自らの裁量で活用できるよう、経済合理性に基づいた市場設計を希望。制度的措置の検討にあたっては、発電事業者の実情を十分に勘案することを要望。

○事務局コメント：

- 本日いただいた幅広いご意見を踏まえ、今後の意見募集プロセスも予定しているため、参考にしていきたい。
- 供給能力確保義務について、「3年度前」の設定についての質問について、電力の安定供給、需要家の保護、料金変動の抑制など複数の課題に対応するため、電源投資の促進が必要。古い電源の維持更新や燃料の長期契約確保など、電源の多様性と調達ポートフォリオのバランスが重要。長期の卸契約が小売事業者の自由度を制限する懸念もあり、バランスを取る観点から「3年度前」が妥当と判断。
- 現行の容量市場が「4年前」であることを踏まえ、より近い「3年前」を提案。発電側の合理性と小売側の自由度の両面から、3年という設定は一つの妥当な線と考えている。
- 本措置の運用開始は段階的に進める予定であり、2030年開始の場合、軽減措置は2035年までの想定。発電側・小売側双方の目線が合うよう、実務的な検討を進めていく。
- 共同義務達成の方法に関する指摘について、実務上は、グループ内の特定事業者が代表して電気を調達し、グループ内で卸供給する形が想定される。こうした共同調達の実態を踏まえた制度整理を進めていく。
- 供給計画様式の変更はすべての事業者の実務に影響。性善説ではなく、しっかり見ていく必要があるとの指摘もあった。行政コストとのバランスを取りながら、真に必要な項目を合理的に対応していくためにどういうあり方が最も望ましいかについてもよく見極めて対応していきたい。
- 未遵守事業者について、これまでも電気事業法に基づき、事情聴取・指導・業務改善など個別事案を勘案しながら、妥当性・相当性のある対応を心掛けている。事業者の予見性を確保するというのも重要。今後の検討で、どういう整理ができるか進めていく。

○事務局コメント：

- 中長期取引市場について、小売・発電の双方にとってウィンウィンな市場をまさに目指している。スポット市場への過度な依存を避け、一定割合について中長期取引でリスクヘッジを図ることが重要と考えている。
- 価格については、どういう価値を取引する市場なのか、容量市場への影響、先物市場との関係についてご指摘いただいたが、価格の考え方について、電源投資・維持・運用を見通したコストや価値を勘案した価格付けとしているが、どういう考え方に落とし込んでいくかということ次第で、中長期取引市場がどういう価値を取引する市場で、容量市場等への影響の有無などを考えていく必要がある。委員の皆様の意見をいただきながら考え方を整理していきたい。

- 売り惜しみ・価格のつり上げにならないよう、監視等委とも連携して監視の在り方は考えていきたい。1年を通じた取引とした方がいいのではという意見もいただいたが、約定方式を考える上で重要なポイントだと思う。検討する中で考えていきたい。季節性を考慮した商品についても、現在の相対契約で扱われている商品も踏まえて検討していきたい。
- 現状電気の世界で中長期の相対取引がそこまで活性化していないという実態があるからなのか、現状中長期の価格指標が形成されていないという中で、中長期市場を整備していくことである程度タマをだしてもらうことで指標形成につなげていくことが重要。商品設計において、相対取引でこういった商品が取引されているかはしっかり見ていきたい。実態に合わないことにならないよう検討を深めていきたい。
- 中長期取引市場で扱う商品については、小売供給能力確保義務と併せて議論しており、供給能力確保義務の中身と併せて3年と整理すると思うが、しっかり整理していきたい。
- 供出量について、仮に供出を求めるとなると規制的なものとなるため最小限の範囲となると思う。発電事業者が受ける影響も考慮して制度設計を行っていきたい。

(3) 電源投資を取り巻く現状と課題に関するヒアリング（検討事項8）

●委員コメント：

- 資料7より、電力債の償還が今後数年にわたって集中することを確認した。電力債は長期資金調達の一つの柱であり、安定的な調達環境の確保が重要な関心事項である。しかし、市場環境によっては良い条件での調達が困難となる可能性がある。
- 資料6に記載の「継続的な資金調達への懸念が電源開発の足かせになることを防ぐ」という点に強く共感する。大規模な脱炭素電源投資が複数同時に進行することで資金調達の課題が一層深刻化するため、ファイナンス可能な事業環境整備に向けては、公的な信用補完や政府の信用力の活用も選択肢として検討すべきである。単一の施策での抜本的解決は困難なことから、総合的な議論が必要。

●委員コメント：

- 電力需要の増加と脱炭素化の進展により、設備費の高い電源への投資が必要となる。
- 一つ一つの市場自体の効率性は高いが、不確実性・ボラティリティが高く、リスクに対応した事業報酬が必要である。一方で、総括原価制度時代の安定した事業報酬を引きずっている印象がある。適正な事業報酬の確保がなければ、次世代への投資が継続的に進まない。
- 事業報酬率の妥当性を幅広く検討する必要がある。一方で、政府の信用力を活用した抑制策の検討も必要。市場横断的に全体最適の制度設計を再検討すべき。

●委員コメント：

- 資料7、8ページの記載から、費用の不確実性への対応が重要と再認識した。
- 大規模電源への投資は費用が巨額で建設期間も長く、事業者が多額の資金負担が生じる。また、工期遅延による無収入期間の長期化リスクも存在するため、大規模電源への投資インセンティ

ブの確保が今後の重要課題であると強く認識。

●委員コメント：

- プレゼンの中で様々な論点を挙げていただいたが、今後具体的な議論を行うにあたってその方向性に相違はないという理解か。
- 金融市場や債券市場とは異なり、株式市場では ROE 8%や PBR=1.0 など、企業の収益性が厳しく問われる。一方で、今回のようなある程度の公的政策が関与する産業において、株式市場の評価とのギャップがあることについてどのように考えるか。

●オブザーバーコメント：

- 電力需要の増加と脱炭素化に向けた大規模電源投資には、投資回収予見性向上による事業環境整備と継続的な資金調達に向けたファイナンス環境整備が不可欠である。
- エネルギー基本計画にも記載されている通り、公的信用補完や政府の信用を活用した融資の検討が必要。さらには、建設期間中の資金負担に対応するため、容量確保金の前払い等の制度も検討すべきと考える。
- 発電事業の環境整備が早期に進むことで、電源投資の加速化を期待。

●説明者コメント：

- 議論の方向性については相違ない。官民連携で取り組み、より一層深い議論ができればと考えている。
- 株式市場において、電力業界は「リスクが高くリターンが抑制されている」ため、評価が低くなりがちである。ローリターン・ハイリスクな業界に対する信用力補完の観点から、政府による産業政策・エネルギー政策の支援が必要であり、官民連携が日本の再成長・産業力強化に不可欠。
- エネルギー分野は経済安全保障の観点からも重要である。特定国の部品に依存する発電源なども存在するため、レジリエンス確保が必要となる。自律性・不可欠性の担保においても、官民連携による制度設計が求められる。